

京都市立浴場条例の一部を改正する条例（平成25年12月16日京都市条例第68号）（文化市民局市民生活部人権文化推進課）

平成26年2月1日から実施される指定管理者による利用料金の改定により、市立浴場と民間浴場との料金の格差が解消されることから、民間浴場とのサービスの均衡を図るため、市立浴場においても指定管理者が回数券を発行することができるよう、回数券に関する条項を追加するため、京都市立浴場条例の一部を改正することとしました。

この条例は、平成26年2月1日から施行することとしました。

京都市立浴場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月16日

京都市長 門川大作

京都市条例第68号

京都市立浴場条例の一部を改正する条例

京都市立浴場条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「利用する者」の右に「(次条第1項の回数券により利用する者を除く。)」を加える。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(回数券)

第6条 指定管理者は、必要があると認めるときは、回数券を発行することができる。

2 回数券の交付を受けようとする者は、指定管理者に対し、その券面額からその1割に相当する額の範囲内の額を割り引いて指定管理者が市長の承認を得て定める利用料金を支払わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年2月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市立浴場条例第6条第2項の規定による承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が回数券を発行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)